

## 平成 27 年 3 月以降認定企業の概要

(認定順)

### 1. 医療法人社団 心英会

(医療・福祉業 北葛飾郡松伏町 従業員数 89 人)

#### 【概要】

行動計画第 2 期目について、今回初めての認定。

社員のニーズの把握のため、未就学児のいる職員全員を対象としたアンケートの実施、さらに、法に基づく諸制度について社会保険労務士からの説明受け、他事業所に対する産休・育休制度の調査を行い、よりいっそう育休を取得しやすい、働き続けやすい職場づくりを進めた。

#### 【達成した目標等】

※認定日:H27.3.16

計画期間:H24.11.1～H26.12.31

※育児休業等利用状況(男性1名、女性 100%)

- ① 育児休業に関する制度および労働者の育児休業中における待遇等に関する事項についての周知や情報提供を行う
  - ・法に基づく諸制度の調査
    - ・法人事務局を窓口とした情報提供・相談等の実施
    - ・関連リーフレットや書面等のファイリングをし、全職員がいつでも閲覧可能な状態にする
- ② 子どもの看護のための休暇について、半日単位での取得や給与を有給扱いにする等より利用しやすい制度を導入する
  - ・社員のニーズの把握及び検討
    - ・制度の実施

## 2. 国立研究開発法人 理化学研究所 (学術研究業 和光市 従業員数 3,345 人)

### 【概要】

行動計画第 2 期目について、2 回目の認定。

行動計画の基礎として「理研が職員に期待すること、職員が理研に期待することの合致によって業務が適切に遂行され、更に、職員がその生活基盤を確立、維持、向上させることを期待する」旨が定められており、実態に即した効果的な取組となるよう随時見直しを行い、その検討結果も適宜反映させている。

### 【達成した目標】

※認定日:H27.3.27

計画期間:H20.4.1~H25.3.31

※育児休業等利用状況(男性 3 名、女性 80%)

- ① 仕事と生活の調和や健康維持等の観点から、育児・介護中の職員に限らず、全職員に向けた意識啓発を継続的に実施し、所定外労働の削減及び年次有給休暇取得の促進に努める
  - ◇所定外労働の削減のための措置の実施
    - ・継続的な定時退社日(水曜日)の構内放送により、定時退出を励行
    - ・所定日に定時退出が困難な部署は、他の曜日を定時退出日に定めることにより、週 1 日以上定時退出を励行
    - ・やむを得ず定時退出日に所定外労働を命じた場合は、人事部への届け出を徹底
    - ・「超過勤務削減のためのチェックシート」の活用を促進
  - ◇年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施
    - ・「年次有給休暇取得計画表」の作成及び活用の促進
    - ・土曜日、日曜日、国民の祝日等と年次有給休暇を組み合わせた連続休暇あ取得の促進